



JASDAQ

平成 25 年 3 月 8 日

各 位

会社名 内外テック株式会社
代表者名 代表取締役社長 権田 浩一
(JASDAQ・コード3374)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 米澤 秀記
電 話 03-5433-1123 (代表)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「企業行動憲章」「社員行動指針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともにコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに取締役及び監査役に報告する体制を整備する。
- (2) コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、「社員行動指針」や「コンプライアンス・マニュアル」の遵守状況を把握するとともに指導・教育等を行う。コンプライアンスに関する違反等の事態が発生した場合には、その内容及び対処案を取締役会及び監査役に報告する。
- (3) 内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
- (4) 職員の法令違反行為に関する相談及び通報を適正に処理する仕組みとしてコンプライアンス相談制度を設け、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス相談制度運営要領」に基づき運用を行う。
- (5) 当社及びグループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備を行うとともに、その運用状況を定期的に評価し、維持及び改善にあたる。
- (6) 反社会的勢力とみなされる個人及び団体とは、いかなる場合においても経済的な利益供与を行わないこと並びに社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士・警察・地域社会等と連携して毅然とした態度で組織的にその排除に取り組むことを定め、運用のための社内体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報や文書は、「規程等管理規程」「文書管理規程」「営業秘密管理規程」「IT マニュアル」等に基づき、保存媒体に応じて適正に保存及び管理し、社外からの不正アクセスに備えるとともに、それらを開覧することができる体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制として「リスク管理規程」を制定し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、経営リスクの把握と管理を行う。
- (2) 緊急時には「リスク管理規程」「経営リスク管理要領」「事業継続計画」等に基づき、緊急対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われるために取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (2) 年度計画及び中期経営計画に基づいた各部門の目標に対し、それらの執行状況を取締役会及び経営会議に定期的に報告する。
- (3) 日常の職務遂行に際しては、「職務権限規程」「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲が行われ、その責任者が執行手続に則り業務を遂行する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、グループ会社は「企業行動憲章」「社員行動指針」「コンプライアンス・マニュアル」を定める。
- (2) 「関係会社管理規程」を定め、子会社管理担当部署を置き、重要事項の事前承認や定期的に資料の提出を求めるなど必要な管理を行う。
- (3) 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理とグループ会社が認めた場合、また子会社の使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合には直ちに当社取締役及び当社監査役に報告される体制を整備する。
- (4) 内部監査室は、グループ会社の監査を実施し、業務の適正を確保するものとする。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室に要請することができるほか、監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。
- (2) 内部監査室は監査役の要請により取締役等の指揮命令を受けないものとする。また監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動及び評価等については、監査役の同意を必要とするものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告を行う。なお、監査役から会社情報の提供を求められたときには、遅滞なく情報の提供を行うものとする。
- (2) 内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が代表取締役社長並びに監査法人と定期的な意見交換を行い、また内部監査室と連携を図り監査役の監査が実効的に行われる体制を整備する。

以上